

結婚新生活支援事業補助金申請確認用フロー図

1. 該当要件について

「平成31年3月1日から令和2年2月29日までの間」に婚姻届を提出し、提出時点で夫婦ともに40歳未満ですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

添付書類…婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

申請日において「市内の新居(同一世帯)に住居登録」はありますか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

添付書類…住民票謄本

2. 所得要件について

○夫婦双方又は一方が結婚を機に離職し、現在も無職ですか？

いいえ

はい

○結婚を機に離職し現在も無職の方の、前年分の所得額をゼロとして計算します。

○夫婦の前年分の所得を合算した金額が、「400万円未満」ですか？

はい

いいえ

⇒ ○夫婦双方又は一方が貸与型奨学金の返済を行っていますか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

該当する場合があります。ご相談ください。

○夫婦ともに銚田市の市税等に滞納はありませんか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

○夫婦ともに過去に、この補助を受けていませんか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

3. 申請要件の確認へ

○申請の住居には「平成31年1月1日から令和2年2月29日までの間」に住み始めましたか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

○申請する住居費又は引越費は「平成31年1月1日から令和2年2月29日までの間」に支払いしていますか？
(住居費とは、下記要件の①住居費(購入)又は②住居費(賃借)の費用、引越費とは、③引越費の費用をいう。)

はい

いいえ

⇒ 該当しません

○新たに住宅を取得又は物件を賃借するにあたり、名義人(契約者)は夫婦のいずれかですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

※結婚を機に引越した場合は、引越し費用の申請ができる場合があります。③へ

①住宅費(購入)の申請をする方

○新たに住宅を取得するための直接的な費用ですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

⇒添付書類：工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し及び領収書(支払内訳の記載のあるもの)の写し

②住宅費(賃借)の申請をする方

○新たに物件を賃借するための費用ですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

⇒添付書類：賃貸借契約書の写し又は賃貸借見積書の写し及び領収書(支払内訳の記載のあるもの)の写し、住宅手当支給証明書

③引越費の申請をする方

○新たに同居する住居への引越であり、引越し業者又は運送業者へ支払った費用ですか？

はい

いいえ

⇒ 該当しません

⇒添付書類：引越費に係る領収書(支払内訳の記載のあるもの)の写し

提出期限は、「令和2年3月13日まで」です。
(期限までに書類を完備して申請してください。)